

令和3年度「消費生活センターテレビCM放映等業務」委託仕様書

1 委託業務の内容

- (1) テレビCMの放映
- (2) ラジオCMの放送
- (3) 中学校用消費者教育映像コンテンツの作成
- (4) 落語による高齢者の啓発
- (5) 消費者教育を推進する取組
- (6) その他の取組

2 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 委託料額の上限

10,725千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

4 委託業務の詳細

(1) テレビCMの放映

① 目的

テレビCMを放映し、特に高齢者への「悪質商法への注意喚起」及び「被害の未然防止」を図る。

② 委託内容

当センターが所有する既存の30秒間のスポットCM4本を、「平日の夜、土日の全日」の、高齢者の多くが視聴する効果的な時間帯に、合計100回以上放映する。

(2) ラジオCMの放送

① 目的

ラジオCMを放送し、「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を図る。

② 委託内容

当センターが所有する既存の20秒間のスポットCM2本を効果的な時間帯に合計150回以上放送する。

(3) 中学校用消費者教育映像コンテンツの作成

① 目的

中学校での消費者教育に適した映像コンテンツを作成し、消費者教育の推進を図る。

② 委託内容

ア 時間は30分程度で家庭科の授業で使用可能なもの(家庭科の消費者教育の単元に準拠したもの)を作成する。

イ 県消費センターHPにアップし、教師等が自由に利用できる形で納品すること。

(4) 落語による高齢者の啓発

① 目的

悪質商法の被害に遭いやすい高齢者を対象とした、笑って学べる寄席を開催し、悪質商法に関する理解を深め、被害の未然防止を図る。

② 委託内容

ア 悪質商法から高齢者を守る取り組みに理解のある落語家が、悪質商法啓発に関する創作落語を披露する、「悪質商法啓発寄席」を開催する。

イ 募集人員は100名、開催時期は年明けで、「新春寄席」として開催する。

ウ コロナ禍等の影響で開催できない場合の、代替案も提案すること。

(5) 消費者教育を推進する取組

① 目的

被害に遭わない、合理的意思決定のできる消費者の育成を目指し、発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進を図る。

② 委託内容

ア 来年、2022年4月1日に、一斉に成年を迎える、現在の高校3年生を中心に、18歳成年を念頭に置いた啓発（契約とは？、若者を狙う悪質商法の手口等）のための参加型の取組を行う。なお、啓発グッズの作成及びインターネットを活用した啓発は除く。

イ コロナ禍等の影響で開催できない場合の、代替案も提案すること。

(例)

○ 県内の中学生、高校生、専門学校生、大学生を巻き込んだ企画・イベントの開催

(6) その他の取組

① 目的

県民に幅広く「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を図る。

② 委託内容

テレビ、ラジオやインターネット等のメディアを活用したPRや民間施設におけるPRなど、「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」の取り組みを行う。

5 注意事項

(1) 業務に使用するキャラクターは、当センターオリジナルキャラクター「アリンコちゃん」もしくは「アリンコファミリー」とする。それ以外は、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。

(2) 成果物に係る権利の一切は、県に帰属する。

(3) 成果物に係るイラスト・画像等については、当センターが指定する様式で電子データを提出すること。

(4) 業務遂行に当たっては、当センターと十分な連携をとること。